破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第５４８７号
大阪市浪速区幸町２丁目４番14号
破産者　門松　正幸
1　破産債権の届出期間　平成22年12月３日まで
2　一般調査期日　平成22年12月20日午後４時
平成22年11月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６１号
和歌山市冬野600番地の63
破産者　津田　泰和
1　破産債権の届出期間　平成22年12月９日まで
2　一般調査期日　平成23年１月31日午前10時30分
平成22年11月８日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２４８号
開始決定時の住所北海道旭川市東光10条９丁目１番２号
破産者　中　　正美
1　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
2　一般調査期日　平成23年１月12日午後４時
平成22年11月10日　　旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０７５号
大阪市大正区平尾３丁目23番16号
破産者　有限会社機工業
1　破産債権の届出期間　平成22年12月13日まで
2　一般調査期日　平成23年１月27日午後３時30分
平成22年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３２３号
大阪府茨木市彩都あさぎ３丁目10番２号、前住所大阪府守口市大門町２番９号
破産者　泉　　佳也
1　破産債権の届出期間　平成22年12月15日まで
2　一般調査期日　平成23年２月３日午後３時30分
平成22年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５６０号
大阪市東住吉区西今川２丁目２番27号、前住所大阪市東住吉区今川５丁目８番25号
破産者　丸谷　宗良
1　破産債権の届出期間　平成22年12月15日まで
2　一般調査期日　平成23年１月24日午後４時
平成22年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２４号
北海道北広島市南町３丁目３番地12
破産者　菅原　茂男
1　破産債権の届出期間　平成22年12月17日まで
2　一般調査期日　平成23年１月25日午後３時
平成22年11月10日
札幌地方裁判所民事第４部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第４８２号
徳島県小松島市横須町２番25号
破産者　株式会社松村組
1　期日　平成22年12月６日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月10日　　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈字上木原150番地
破産者　株式会社オートリ
1　期日　平成22年12月13日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月８日
福岡地方裁判所久留米支部

平成１９年（フ）第７３４９号
大阪市西淀川区花川１丁目６番９号
破産者　被相続人亡北村満津枝相続財産
1　期日　平成22年12月15日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第１３５７号
愛媛県松山市石手２丁目６番８号　アイコー石手マンション302号、破産手続開始決定時の住所愛媛県松山市湯の山８丁目３番地２
破産者　若林　正光
1　期日　平成23年１月20日午後１時10分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月10日　　松山地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第８７号
山口県防府市大字西浦2241番地　県住４棟104号
破産者　上田　一男
異議申述期間　平成22年12月10日まで
平成22年11月９日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１３４７号
熊本県熊本市江越１丁目16番15号
破産者　ナチュラルホーム株式会社
異議申述期間　平成23年１月５日まで
平成22年11月10日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１８４号
宮崎県延岡市野田町5482番４号　エレガンスメゾン９―201号室、住民票上の住所宮崎県延岡市北川町長井589番地
破産者　牧野　圭一
異議申述期間　平成23年１月11日まで
平成22年11月10日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第６９号
宮崎県延岡市野地町４丁目3556番地
破産者　大西　澄子
異議申述期間　平成23年１月11日まで
平成22年11月10日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第４号
愛知県岡崎市中島町字町後41番地１
清算株式会社　株式会社マルカ
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所岡崎支部

再生手続開始

平成２２年（再）第１号
山口県下関市宮田町２丁目１番８号
再生債務者　下関工業株式会社
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年12月13日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年１月21日から平成23年１月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産・再生係

再生手続終結

平成１８年（再）第１号
兵庫県高砂市米田町塩市字明田210番地１
再生債務者　奥谷工業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成22年11月５日　神戸地方裁判所姫路支部

再生手続廃止・保全管理命令及び包括的禁止命令

平成２１年（再）第４号
山口県下関市綾羅木新町１丁目８番11号
再生債務者　西日本出荷運送株式会社
1　主文
⑴　本件再生手続を廃止する。
⑵　保全管理人による管理を命ずる。
⑶　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
2　保全管理人　山口県下関市上田中町１丁目13番23号　弁護士　白石　資朗
3　理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年11月５日　山口地方裁判所下関支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第１７９号
埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田29番地
再生債務者　市川みつ江
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年11月25日まで
4　一般異議申述期間　平成22年12月９日から平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部